

理 由 書

本町においては、用途地域を補完し、市街地における良好な住環境の維持・保全とともに、快適な生活環境の形成及び高い居住水準を目指すため、平成25年及び平成28年に高度地区を決定又は変更し、第一種低層住居専用地域を除く市街化区域全域に、地域の特性に応じた建築物の高さの最高限度を指定しています。

今回、区域区分の変更により市街化区域に編入する田端西地区について、高度地区を変更（追加指定）するものです。